

第2節

メソ視点より

沿岸帶における漁業被害

脇田健一¹⁾、田村典江²⁾

1) 龍谷大学社会学部、2) アミタ持続可能経済研究所

1. 濁水問題と漁業被害

筆者らのうち脇田は、琵琶湖における濁水問題を、環境社会学者である船橋晴俊の研究¹⁾を参考にしながら、「連続するが異なるタイプやスケールをもつ『複合問題』」として把握した²⁾。その詳細については、本報告書の第1編第3章に譲るが、濁水問題と漁業被害については、本プロジェクトが設定したマクロ・メソ・ミクロというスケールにおいて、ミクросケールにおいては、農家は自らの地域の水辺環境を悪化させ、それらは「自己回帰型」(ないしは格差自損型)の構造をもっていると考えられるのだが、愛西土地改良区全体、すなわちメソスケールから琵琶湖への濁水流入は、琵琶湖で操業している漁業(定置網漁等)への被害を生み出すことになる。このメソスケールでは、濁水問題は、加害者と被害者が分離し、原因者(加害者)が農家、被害者が漁家ということになる。すなわち、濁水問題は、ミクросケールの「自己回帰型」(ないしは格差自損型)から「加害・被害型」あるいは「公害型」へとその構造を変化させることになる。

農業濁水問題については、特に代播き・田植え期の琵琶湖への濁水流入が、これまでにも新聞紙上でたびたび報道され社会問題化してきた。また、琵琶湖の水質への悪影響が危惧されてきた。もちろん、このような状況に対して、滋賀県環境行政においても、農業団体・市町村と連携による農家への啓発活動、濁水の発生防止に効果がある水田ハロー等の農業機械の導入、また農業用排水の反復利用施設の整備などに組んできたが、抜本的な改善には至っていない。

琵琶湖に農業濁水が流入するその時期、琵琶湖の沿岸ではアユが遡上の時期と重なり、またコイ科魚類が産卵をおこなうため、沿岸部における濁水の悪影響が危惧される。にもかかわらず、メソスケールでの漁業被害については、水質悪化ほどには大きく「社会問題化」してきたわけではない

注¹⁾。しかしながら、「連続するが異なるタイプやスケールをもつ『複合問題』」である、濁水問題のメソスケールでの現状を把握するためにも、一定程度、漁業被害の実態を把握しておく必要がある。

漁業被害の実態を明らかにするためには、自然科学的手法による定量的な調査研究が不可欠だと考えられるが、残念なことに、富栄養化等の水質問題ほど諸研究がこれまでまとまった形で蓄積されてきたわけではない。残念ながら、本プロジェクトにおいても、この漁業被害について直接的な自然科学的な調査研究を行なうことはできなかつた。そこで本稿では、筆者らが漁家に対して行なった聞き取り調査から、農業濁水によって発生していると推定される漁業被害が、漁家にとってどのように経験されているのかを明らかにしたいと思う。このような社会科学的な定性的調査で、漁業被害の実態のすべてが明らかになるわけではないが、次節でも述べるように、筆者らは、漁家への社会科学的な聞き取り調査が、自然科学的調査とともに重要な役割をもってくると考えている。以下では、まず漁家のクレームが、漁業被害という問題の所在を明らかにしてきたことについて述べる。続いて、筆者らが滋賀県の委託を受けておこなった漁家への聞き取り調査をもとに、農業濁水による漁業被害のもつ社会学的側面について整理しておくことにしたい。

2. 漁家のクレームにより認知される漁業被害の存在

本プロジェクトでは、所外から専門家を招いてセミナーを開催してきた^{注²⁾}。その第7回は、長年にわたり農業濁水問題に取り組んできた増田佳昭氏(滋賀県立大学環境科学部助教授)による講演「農業排水問題の構造と対策—農業濁水問題研究会の取り組みを中心に」であった。この講演のなかで増田氏は、従来、問題視してきた農家によ

る強制的な濁水排出、すなわち強制落水以外にも、「深刻な問題があるようだ」ということがようやく最近になってわかつてき」と発言している。その問題とは漁業被害の問題であり、漁業者（漁業協同組合）によるクレームからその存在が明らかになってきたのである。具体的には、アユの遡上障害と、もうひとつは琵琶湖の伝統的漁法であるエリの漁業不振である。農業濁水がエリの網に付着して、網として機能しなくなってしまう問題である。この後者の問題については、プランクトンの付着もあるということで因果関係がはっきりせず明確にはなっていないが、漁業者からのクレームは無視できないものだろう。

このような漁業被害については、滋賀県水産試験場によっても「濁水が漁業環境に及ぼす影響」^{注3)}として報告がなされている。この報告は、宇曽川において濁水が発生する時期の長期モニタリングにもとづくものであり、濁度の上昇、肥料が混入した濁水に対してアユが忌避行動を示すことなどの結果が報告されている。今後も、漁業被害の実態を明らかにするためには、濁水流入時期の琵琶湖沿岸での継続的なモニタリングと生態学的調査の拡充が不可欠であろう。

しかしながら、以上のような漁業被害の問題については、自然科学的な調査研究とともに、長年漁場にかかわってきた漁家の「経験知」がもっと注目されてよい。よく知られるように、熊本水俣病の初期段階において、チッソ水俣工場からの廃水が垂れ流しされた漁場で操業していた漁家たちは、原因物質が特定化される以前から、チッソ水俣工場の廃水が問題だと考えていた。琵琶湖の濁水問題のばあいでも、増田氏も指摘するように、漁家からのクレームで問題の所在が明らかになってくることがあるからだ。すなわち、漁家への社会科学的な聞き取り調査が、自然科学的調査とともに重要な役割をもってくると考えられるのである。

筆者ら（脇田・田村）は、滋賀県庁琵琶湖環境部水政課が主催した「琵琶湖漁業環境動態調査会議」のメンバーとして、2004年11月から2005年3月までの期間、調査方針に関するディスカッションと聞き取り調査を行なってきた^{注4)}。会議では、3グループに分かれて聞き取り調査を実施した。筆者らが分担したのは、彦根市の磯田漁業（1月27日）をはじめとする、県内6箇所での聞き取り調査である。これらの聞き取り調査は、本プロジ

エクトと直接的な連動をしているわけではないし、紙幅の関係からその全貌についてここで報告することはできないが、以下では、これらの聞き取り調査の結果のうち、プロジェクトの主要なフィールドでもある愛西土地改良区に隣接する宇曽川河口に位置する磯田漁協の聞き取りを中心に、特に農業濁水問題と関係がある部分について取り上げ、農業濁水による漁業被害がどのように漁家によって経験してきたのかを簡単に説明しおくことにしようと思う。

3. 聞き取り調査から浮かび上がる漁業被害の実態とその社会学的側面

3.1 「濁り」と「ヘドロ」

磯田漁協は、本プロジェクトの主要なフィールドでもある愛西土地改良区に隣接する宇曽川の河口部に位置する。宇曽川の濁水は、河口から琵琶湖に流入する濁水の規模も大きく、マスコミ等でもたびたび報道されることから、一般に、琵琶湖の濁水問題の代表的な事例として位置づけられている。磯田漁協関係者によれば、宇曽川の濁水のばあい、宇曽川に排水が流れ込む中流域の圃場の土質が大変粒子の細かなものであり、その濁りがなかなか沈澱しないことが、琵琶湖での漁業被害を大きくしているという。それらが琵琶湖に流入しエリの網にべったりとはりつくのである。

隣接する愛知川などの河川のばあいは、農業用水を確保することは行われても、排水を流す構造にはなっていない。一方、宇曽川の濁水のばあいは、端的にいえば農業排水が流れ込む“排水川”になっている。また、流域に含む圃場の面積が大きいことから特に突出した形で現われることになるのだが、本プロジェクトが行なった愛西土地改良区での調査からも明らかなように、濁水は、もっと小さな小河川からも流出している。そこでは、かつて砂地だった湖岸に近い湖底に底泥がヘドロ状になって堆積しているという。しばしば農家からは、「圃場整備事業が進捗する以前からも、琵琶湖へ圃場の濁水は出ていた」という指摘もなされるわけだが、その点については、「ヘドロと（かつての）泥と、また違うんや。早く言うたらドブや、今の何は」という話しも聞けるように、底泥の状況はかなり悪化していることが窺える。また、それらのヘドロ状の低泥は、琵琶湖に強い風がふき湖中が荒れるような状況になると、湖中に舞い上がるのだという。このような濁水による

被害は、昭和40年代に入って少しずつ生じるようになった。頻繁に生じるようになったのは、約20年前（昭和50年代）からなのではないという。それはちょうど、滋賀県内における圃場整備事業の進捗率が高まってくる時期とも重なり合う^{注5)}。

3.2 漁業被害が顕在化しにくく背景

前述でもみてきたように、「深刻な問題があるようだ」ということがようやく最近になってわかつてきただ」（増田佳昭氏）というように、漁業被害の社会的確認や、その被害に対する対策は遅れているといってよい。では、どうして漁業被害が社会的に顕在化しにくかったのだろうか。それら濁水による漁業被害の背景に存在する社会学的な側面についてみておくことにしたい。

漁業被害に対して、漁家がただ傍観していたわけではない。濁水が発生し始めた当初、宇曽川上流に手分けをしてその原因者に抗議にいこうとしたという。しかし、それらの抗議行動はうまくいかなかつた。なぜなら、農業濁水（そして排水）については面源負荷という言い方がなされるように、特定の原因者が存在しないからだ。そのような面源負荷は、漁家からすれば、ある意味で「農業濁水原因者の不可視性」につながる。誰に訴えればこの被害が解決するのか、そのあたりがまったく見えてこない。そのことは、漁家の意識のなかにある種の徒労感を生み出すことになり、結果として、濁水問題を顕在化していくための社会的圧力の形成が困難になった。この点が、点源である特定の企業による環境汚染が問題となった従来の公害問題とは少し異なる点である。面源負荷特有の困難さがここには存在している。

第二に指摘しておきたいことは、兼業という問題である^{注6)}。琵琶湖の水産業においては、一部を除いて、漁家は兼業をしていることが通常だと考えられる。主要には、漁業に従事しているとしても、自家消費分だけは自ら農家となって生産しているからである。「悲しいかな、私も食べるだけは作ってんのやから」、「農業排水な、漁師をしている人が出しそるやろ。あまり言えへんようになるわ」という語りにも見られるように、漁家は矛盾した社会的立場に位置づけられている。言い換えれば、兼業漁家が、自ら農業濁水による漁業被害を問題視しながらも、その一方で圃場整備事業以降は、濁水を生み出さざるを得ないような「環境高負荷随伴的な構造化された場」のなかに

巻き込まれ、「自己回帰的矛盾」を背負い込んでしまっているのである。このような原因者と被害者が重なりあうような兼業の構造は、濁水問題を顕在化していくための社会的圧力の形成を困難にしていると考えられる。漁業被害は、直接的には、原因者と被害者が分離した「加害・被害型」、あるいは「公害型」に分類されるわけだが、その背景ではこのような「自己回帰的矛盾」をかかえていることに注意しておく必要がある。

第三は、行政の組織の問題である。本来、このような問題を解決していくためには、農政、水産、土木、環境といった部局の相互連携による総合政策が不可欠であるにもかかわらず、そのような具体的な連携はなされてこなかった。すなわち、「縦割り行政と総合政策の不在」という問題である。これは、滋賀県だけの問題ではないわけだが、従来は、県庁内の横の連携よりも、むしろ上位行政である国との縦の関係のほうが強かったと考えられる。そのため、濁水による漁業被害のような、部局横断的な問題については、積極的に対応してこなかった。また、漁業被害の発生を行政が社会的に認知すると、こんどはその補償の問題が浮上してくる可能性があり、結果として、漁業被害を顕在化させない方向にむかったのではないかと推測される。

漁業被害を顕在化させない要因に関して、「農業濁水原因者の不可視性」、「自己回帰的矛盾」、「縦割り行政と総合政策の不在」の3点からみてきた。今後は、これらの社会学的な調査を、農業濁水による漁業被害や琵琶湖沿岸帯に関する自然科学的な調査とともに進捗させていく必要があるだろう。

注釈

- 注1) ここでいう社会問題化とは、実態として存在する漁業被害が、社会的問題として社会に広く認知されていく過程や状態を指す。社会問題化していないからといって、漁業被害が存在しないというわけではない。
- 注2) 2002年11月から2005年9月にかけて、合計9回のセミナーを開催した。
- 注3) <http://www.pref.shiga.jp/g/nosan/h17seika/houkoku03.pdf> を参照のこと。
- 注4) 滋賀県の環境政策では、琵琶湖の環境を昭和40年代前半に戻すことをひとつの目標においている。しかし、水質的な側面につい

ては科学的な数値指標をもとに定量的に把握できるが、実際に具体的にはどのような自然環境だったのか、他の多様な環境情報が欠けている。昭和40年代以降、琵琶湖総合開発による湖岸堤の建設、河川改修、圃場整備事業といった一連の事業が、琵琶湖に深刻な影響を与えてきた。そして、そのような昭和40年代前半の多様な環境情報は、琵琶湖の環境変化の影響を直接的に受けた漁家の体験や記憶のなかに鮮明に残っている。「琵琶湖漁業環境動態調査会議」で実施した調査の目的は、そのような漁家の体験や記憶のなかに残っている多様な環境情報を、聞き取り調査により明らかにすることにあった。

- 注5) 以上のような被害の背景においては、磯田漁協の漁家からは、かつての圃場について、以下のような説明を聞くことができる。「(圃場整備以前は) 田んぼから濁りが出ていたということは絶対ないというぐらい、100%と言いたいほど、ここら(磯田漁協の近くの地域)でもな。そんなもんやった。それからちょっと上流のほうへ行くと、山のほうからの谷水を利用して田を順番的に保ってたんで、(水を大切にして水管理を)

やってた。それで貴重な水というかね。今は琵琶湖、逆水(灌漑)して・・・(水を浪費しても、気にしなくなった)。」

すでに第1編第3章でも述べたが、水田は、圃場整備事業により直接的に琵琶湖に水が流れ込むような構造に物理的に変化することになった。しかし、ただそれだけではなく、上記からは逆水灌漑により用水に対する農家の意識が変化したことを窺い知ることができる。逆水灌漑のために費用を支払わねばならないが、用水を確保するためには苦労しなくなったのである。すなわち、「金はかかるけど、楽な水」に変化したのである。

- 注6) この点については、磯田漁協ではなく近江八幡漁協(近江八幡市)と松原漁協(彦根市)の聞き取りから明らかになった。

引用文献

- 1) 船橋晴俊・飯島伸子編、船橋晴俊著「環境問題の未来と社会変動」『講座社会学12環境』東京大学出版会(1998)
- 2) 脇田健一「琵琶湖・農業濁水問題と流域管理」『社会学年報』34, 77-97(2005)